

○議事日程（令和元年6月24日第3日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議会運営委員会の報告  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第40号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第41号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第42号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第43号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第44号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について  
日程第9 議案第45号 養老町特定非営利活動促進法施行条例の廃止について  
日程第10 認定第1号 平成30年度養老町上水道事業会計決算の認定について  
日程第11 議案第46号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第1号）  
日程第12 議案第47号 令和元年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第13 発議第5号 議員の派遣について

---

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 長 澤 龍 夫

○出席議員

1番	西 脇 康	2番	清 水 由美子
3番	小 寺 光 信	4番	北 倉 義 博
5番	岩 永 義 仁	6番	長 澤 龍 夫
7番	大 橋 三 男	8番	吉 田 太 郎
9番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠席議員

なし

---

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	柏 渕 裕 昭
教 育 長	並 河 清 次	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 泰

総務部総務課長	中島恵美	総務部税務課長	大倉修
住民福祉部長兼 健康福祉課長	久保寺利明	住民福祉部 住民人権課長	田中実
住民福祉部 子ども課長	近藤真由美	住民福祉部 生活環境課長心得	問山剛
産業建設部長兼 水道課長	田中一也	特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商工観光課長	川地憲元
産業建設部 農林振興課長	川口智也	産業建設部 建設課長	高橋正人
会計管理者兼 会計課長	田中隆	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	西川敏明
教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹	消 防 長	三和隆夫
消防次長兼 予防課長	吉田英之	消防次長兼 消防総務課長	廣澤幸雄
警防課長	三輪則夫		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	藤田勝彦	議会事務局書記	稲川諭実彦
--------	------	---------	-------

(開議時間 午前9時30分)

○議長(長澤龍夫君) おはようございます。

令和元年第2回養老町議会定例会を開催するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員のご起立をお願いいたします。

傍聴者の皆さんも御一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(長澤龍夫君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ただいまから令和元年第2回養老町議会定例会を開催し、本日の会議を開きます。

---

○議長(長澤龍夫君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、8番 吉田太郎君、9番 早崎百合子君を指名します。

---

○議長(長澤龍夫君) 次に、日程第2、議会運営委員会の報告でございます。

ここで、6月21日、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について審査されました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 岩永義仁君。

○議会運営委員長(岩永義仁君) 報告いたします。

去る6月21日、定例会終了後に委員及び正・副議長の出席のもとに開会いたしました。協議事項は、議員派遣について及び第2回養老町議会定例会(最終日)の日程等についてであります。

議員派遣については、議長発議により、令和元年8月1日から2日までの2日間の予定で、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所にて開催される市町村議会議員研修会に野村永一君を派遣することに決定いたしました。

日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了後に、議員の派遣についての議案を上程し、審議することに決定いたしました。

審議方法につきましては、議事日程の日程第13、議員の派遣についてについては、地方自治法第100条第13項及び養老町議会会議規則第130条の規定により、上程後、採決を行うことに決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

---

○議長（長澤龍夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に総務民生・産業建設委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（長澤龍夫君） これより議案審議に入ります。

日程第4、議案第40号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてから、日程第12、議案第47号 令和元年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの9件については、一括議題といたします。

この9件は、各常任委員会の所管事項ごとに各委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、両委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 野村永一君。

○総務民生委員長（野村永一君） 報告いたします。

去る6月14日、各委員並びに執行部の出席のもと総務民生委員会を開会いたしました。審査事項は、当委員会に付託されました条例等の一部改正及び廃止6件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算2件の合計8件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第40号 養老町手数料条例の一部を改正する条例に関しましては、1. 現在、町内に特定野外タンク貯蔵所はないという説明であったが、危険物を運ぶ移動タンク貯蔵所はどこから移送しているかの問いに対して、四日市が多いとの回答でした。

次に、議案第41号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関しましては、1. 現在、町内に家庭的保育事業の対象施設はないという説明があったが、将来的にできた場合、連携施設の想定はの問いに対して、法律上は連携施設として幼稚園、認定こども園、保育所等を想定しているとの回答でした。

2点目、経過措置を5年から10年に延ばした理由はの問いに対して、全国的には46%の事業所が連携施設を見つけられていないことや、連携施設はゼロ歳から5歳児までいる施設が対象となり、既に在園児がいるため、未満児だけの園から新たに受け入れることができない状態であると思われるためとの回答でした。

次に、議案第42号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第43号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例に関しましては、1.

町内の特定小規模施設数はこの問いに対して、町内には福祉施設が2カ所ある。なお、特定小規模施設とは、カラオケボックスや民泊による施設、福祉施設として入居または入所のもので300平方メートル未満のものとの回答でした。

2. 周知の状況はこの問いに対して、既に執行されているとの回答でした。

3. 町内の特定小規模施設用自動火災報知設備の設置数はこの問いに対して、町内では福祉施設2カ所に設置されている。なお、住宅用火災警報器は一般住宅につけられているもので、特定小規模施設用自動火災報知設備とは無線でつながった方式のものとの回答でした。

次に、議案第44号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議についてに關しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第45号 養老町特定非営利活動促進法施行条例の廃止に關しましては、対象の団体はこの問いに対して、クローバー、ハウス希望、ヨロスト、夢サポート、いきいき高齢者サポートセンター、養老ユニオン住宅の6団体との回答でした。

2. 事務手続の年間件数はこの問いに対して、平成20年から始まり、直近では平成29年に養老ユニオン住宅が1件あったので、年間に1件あるかないかとの回答でした。

次に、議案第46号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第1号）に關しましては、  
1. 西小倉集会所の建設費の総額とコミュニティー助成事業の負担割合はこの問いに対して、総額は3,108万306円であり、補助率は補助対象経費の5分の3で、助成金は上限の1,500万円との回答でした。

2. 町からの補助はこの問いに対して、青少年集会所施設整備事業補助金210万円と、高度処理型合併浄化槽設置整備事業補助金109万2,000円を予定しているとの回答でした。

次に、議案第47号 令和元年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に關しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました条例等の一部改正及び廃止6件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算2件の合計8件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、議会初日に総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外議員からの審査の経過及び結果に対する質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 水谷久美子君。

○産業建設委員長（水谷久美子君） 去る6月14日、各委員及び議長並びに執行部の出席のもと産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました上水道事業会計の決算認定1件、令和元年度一般会計補正予算1件、合計2件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告をいたします。

まず、認定第1号 平成30年度養老町上水道事業会計決算の認定についてに関してであります。

1. 漏水の発生件数と減免額はの問いに対して、30年度の発生件数は56件で、減免水量7,456立方メートルに単価145円を掛けたものです。なお、29年度は52件で減免水量2,807立方メートルでした。30年度にかけてふえた要因としては、笠郷小学校と東部中学校に漏水があったためとの回答でした。

2. 有収率が改善した要因はの問いに対して、特別なことをしたわけではなく、日ごろの検針員の通報が主な情報源となっている。そのほかとしては、町の漏水調査や住民からの情報提供を地道に処理していたところ、80%を超えたとの回答でした。

3. 検針員が外部委託になったことによる有収率への影響はの問いに対して、大多数の検針員が残っており、委託会社と契約することになっても現在と大きくは変わらないとの回答でした。

4. 耐震管に入れかえ工事の今後の予定はの問いに対して、平成24年度から順次始まり、30年度中には養老小学校から産業文化会館を結ぶ道路の入れかえを実施したところであるが、この計画は24年度から30年度までで一旦終了となるとの回答でした。

次に、議案第46号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第1号）に関してであります。

1. 養老桜・紅葉の山プロジェクトについて、町民参加についての方針はの問いに対して、本事業は12月から3月までに行う予定であるが、県と打ち合わせをして、記念植樹などがシーズンの可能かどうか検討している。また、今回植える場所が登山口の上の大洞林道であるため、来ていただける方の負担を考えながら探っていきたいとの回答でした。

2. 養老桜・紅葉の山プロジェクトについて、今後のビジョンはの問いに対して、昨年計画を策定したところであるが、今年度は養老の滝を中心に北西側を実施し、来年度は町と県の予算次第ではあるが、直江の滝付近を実施する計画でいるとの回答でした。

3. 養老桜・紅葉の山プロジェクトについて、町民への参加要請はの問いに対して、町民の方にはぜひとも参加してもらいたいが、安全な形で参加してもらえよう、またどういった団体にどのように声をかけるか研究したいとの回答でした。

以上、審査に付されました上水道事業会計の決算認定1件、令和元年度一般会計補正

予算1件、合計2件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により原案のとおり認定及び可決するべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査の経過並びに結果報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、議会初日に総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外議員からの審査の経過及び結果に対する質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案ごとに順次討論及び採決を行います。

まず日程第4、議案第40号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第41号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第42号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第43号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第44号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第45号 養老町特定非営利活動促進法施行条例の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、認定第1号 平成30年度養老町上水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第11、議案第46号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第47号 令和元年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第13、発議第5号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

---

○議長（長澤龍夫君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（長澤龍夫君） お諮りします。

この第2回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第2回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全

ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（長澤龍夫君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

---

○議長（長澤龍夫君） お諮りします。

議会改革特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

---

○議長（長澤龍夫君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年第2回養老町議会定例会を閉会いたします。本日は御苦勞さまでした。

（閉会時間 午前10時00分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 6 月 24 日

議 長            長    澤    龍    夫

議 員            吉    田    太    郎

議 員            早    崎    百 合 子